

# 事故報告書の提出について

## 1 根拠

【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 38 号、令和 3 年 1 月 25 日厚生省令第 9 号）】

第 27 条（抜粋）

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

※ 指定居宅サービス事業所については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号、令和 3 年 1 月 25 日厚生省令第 9 号）

第 37 条、第 54 条、第 74 条、第 83 条、第 91 条、第 104 条の 3、第 119 条、第 140 条、第 155 条、第 192 条、第 205 条、第 216 条

※ 指定地域密着型サービス事業所については、指定地域密着型サービスの事業の等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生省令第 34 号、令和 3 年 1 月 25 日厚生省令第 9 号）

第 3 条の 38、第 18 条、第 35 条、第 61 条、第 88 条、第 108 条、第 129 条、第 155 条、第 182 条

## 2 目的

事故の再発防止

## 3 提出方法

郵送又は持参（FAX、E メールは不可）

※ なお、緊急を要するものは、事故報告書を提出する前に電話により仮報告を行ってください。また事業所では写しを保管してください。

## 4 提出における留意点

(1) 報告の種別について

第一報	当該事故についての最初の報告。電話での連絡は第一報とはならない。
中間報	事故の終結が長期化する時、途中で利用者に大きな変化があった時、家族とのトラブルが発生した時などに提出する。
最終報	その事故が終結した時の報告。ケガの完治、受診の終了、トラブルや損害賠償関係が全て解決した時に提出する。

※ 第一報を提出する時点ですでに事故が終結している場合は第一報兼最終報としてどちらも丸で囲んでください。

(2) 様式第2号の取扱いについて

同一原因で複数の利用者が損害・被害にあった場合に提出する。

(例：感染症や送迎中の事故等)

(3) 情報開示について

事故報告書は情報開示の対象となっています。日時の誤り（事故が発生した日時ではなく、病院に受診した日時になっている場合が多い。）や記入漏れ、内容に不足があるなどすると利用者の不信感に繋がる場合があります。

(4) 事故の発生原因に複数の事業所が関わっている場合

サービス提供状況を把握しているケアマネージャーが、複数の事業所の状況を集約し、事故報告書の提出をする場合もあります。

## 5 事故報告書を提出する基本事例

ア 送迎中、外出時の事故

交通事故、車内や乗降時の転倒、屋外サービス時の熱中症、行方不明など。

イ 施設内での事故

見守り不足による転倒、介助中の事故、誤嚥、離設、盗難、自殺など。

私物の破損又は紛失は、苦情の申し立てを受けた場合又はその可能性がある場合に報告が必要です。

ウ 感染症・食中毒

インフルエンザ、ノロウイルス、レジオネラ症、疥癬、感染性胃腸炎  
新型コロナウイルス、その他重篤化が予想される感染性疾患など。

エ その他

- ・被保険者証等の紛失、個人情報の流失（書類の紛失や置忘れ、誤送付等）。
- ・利用者宅訪問時における転倒事故、盗難等の発生。
- ・事業所都合により無断でサービス不履行となった場合など。

## 6 事故報告書記入の際の留意事項

- ・ 家族への連絡については、誰に、いつ連絡したのか分かるように記載してください。
- ・ 再発防止策は施設としての対応策について具体的に記載してください（空欄の場合は再提出をお願いしています）。第1報の時点で再発防止策を検討中の場合は、その旨を記載し、中間報又は最終報で検討結果を記載してください。
- ・ 事故の原因の特定が困難な場合は、推測される原因を記載してください。第1報の時点で原因を調査中の場合は、その旨を記載し、中間報又は最終報で調査結果を記載してください。
- ・ 損害賠償については、「あり」「なし」「その他」のいずれかを選択し、「あり」又は「その他」を選択した場合は、詳細を記入してください。

- ・ 報告が遅れた場合は必ず「報告が遅延した理由」を記載してください。
- ・ 誤字、脱字など修正を加える場合は、修正テープは使用せず二重線で行ってください。（訂正印不要）

《**注意が必要な提出要件**》（参照：足立区介護保険事業における事故発生時の取扱い要領）

- ア 保存療法は治療の一環と捉え、提出を要するものとする。
- イ 被害程度にかかわらず、自殺又は自殺未遂は提出を要するものとする。
- ウ 救急搬送したが、検査のみで治療を伴わない場合又は処置が湿布の貼付やガーゼ保護のみ若しくは薬の処方のみの場合には提出不要とする。（医療機関を受診した場合の取扱いと同じ）
- エ 事業所都合によるサービスの無断不履行とは、利用者への連絡なしにサービスの提供を怠ることを言い、例えば、通所介護の送迎忘れや、訪問介護の訪問忘れ等が挙げられる。（当日中に遅れて計画通りのサービス内容を提供した場合は提出を要しない。）
- オ 発生した事故とサービス提供事業所との因果関係が不明確な場合とは、例えば、自宅訪問時に既に事故が発生しており、その後の対応を事業所の職員が行った場合やインフルエンザなどの感染症の場合等が挙げられる。
- カ 提出要件に該当しない事故であっても、家族等から苦情の申し立てがあった場合は提出を要するものとする。
- キ 利用者が乗車中の交通事故は、利用者への被害の有無にかかわらず提出を要するものとする。（利用者が複数人いる場合は、全員について報告を要する。）
- ク 利用者が単独で事業所の敷地外に出た場合、被害の有無にかかわらず提出を要するものとする。
- ケ 提出要件に該当しない事例でも、区が必要と判断した場合は提出を要するものとする。
- コ 感染症は1名でも発症したら提出が必要です（従業者は含めない）。保健所への報告要件と異なりますので、必要に応じて保健所にも確認してください。

※ 事故以外でトラブルになった場合、苦情対応報告書等（任意様式）を受け付けることがありますが、事故報告書としての受理はしませんのでご了承願います。

※**新型コロナウイルス感染症の場合**

新型コロナウイルス感染症の場合においても通常の感染症と同様に事故報告書の提出が必要となります。（従業者に関するものやPCR検査の結果が陰性の場合には不要。）

陽性の場合には係への電話報告とは別に事故報告書の提出が必要となりますので、ご了承願います。

## 7 データの閲覧方法

足立区公式ホームページ（URL：<http://www.city.adachi.tokyo.jp>）

>メニュー>区政情報>申請書ダウンロード>税・保険>介護保険>事業者指導係

【掲載データ】

- ・ 事故発生時の報告取り扱い要領
- ・ 事故報告書様式第1号・第2号
- ・ 事故報告書提出の際の注意点

- ※ 介護保険課では、必要に応じて事故の事実確認調査を行なっていますので、ご協力をお願いします。
- ※ ご質問は、介護保険課事業者指導係までお問い合わせください。